



佐賀県公報

平成17年
3月31日
(木曜日)
号外第4号

目次

規則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎佐賀県環境センター管理規則の一部を改正する規則	(三六・環境課) 五
◎佐賀県立日の隈寮管理規則の一部を改正する規則	(三七・健康福祉本部) 三
◎佐賀県立みどり園管理規則の一部を改正する規則	(三八・〃〃) 三
◎佐賀県福祉事務所管理規則の一部を改正する規則	(三九・〃〃) 四
◎佐賀県立佐賀コロニー管理規則の一部を改正する規則	(四〇・〃〃) 四
◎佐賀県立希望の家管理規則の一部を改正する規則	(四一・〃〃) 四
◎佐賀県立九千部学園管理規則の一部を改正する規則	(四二・〃〃) 五
◎佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則	(四三・〃〃) 六
◎佐賀県立虹の松原学園組織規則の一部を改正する規則	(四四・母子保健福祉課) 六
◎佐賀県立病院好生館規則の一部を改正する規則	(四五・医務課) 六
◎佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則	(四六・商工課) 七
◎佐賀県農業技術防除センター管理規則の一部を改正する規則	(四七・農産課) 八
◎佐賀県家畜保健衛生所管理規則の一部を改正する規則	(四八・畜産課) 九
◎佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則	(四九・県土づくり本部) 九
◎佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則	(五一・〃〃) 一〇
◎佐賀県ダム事務所管理規則の一部を改正する規則	(五一・〃〃) 一〇
◎佐賀県建設技術センター設置規則の一部を改正する規則	(五一・〃〃) 一〇
◎佐賀県佐賀空港管理事務所設置規則の一部を改正する規則	(五一・〃〃) 一〇

- ◎県税事務所管理規則の一部を改正する規則 (五四・税務課) 一一
- ◎保健所処務規程の一部改正
- ◎佐賀県立病院好生館処務規程の一部改正 (五・健康福祉本部) 一二
- ◎佐賀県立虹の松原学園処務規程の一部改正 (七・母子保健福祉課) 一四
- ◎佐賀県土木事務所処務規程の一部改正 (八・県土づくり本部) 一四

訓令甲

(五三・〃) 一一

(五四・税務課) 一一

(五・健康福祉本部) 一二

(六・〃) 一二

(七・母子保健福祉課) 一四

(八・県土づくり本部) 一四

公布された規則のあらまし

○佐賀県環境センター管理規則の一部を改正する規則 (規則第三六号)

1 佐賀県環境センターに企画・情報課を置くこととした。(第二条関係)

2 大気課、水質課及び環境理学課の分掌事務に環境教育の実施に関するこ^ととを加えることとした。(第三条関係)

3 課長は、所長が専決できることができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができるとした。(第七条関係)

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立日の隈寮管理規則の一部を改正する規則 (規則第三七号)

1 課長は、寮長が専決することができる事務のうち、寮長が定めるものを専決することができるとした。(第七条関係)

2 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立みどり園管理規則の一部を改正する規則 (規則第三八号)

1 課長は、園長が専決することができる事務のうち、園長が定めるものを専決することができるとした。(第六条関係)

2 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県福祉事務所管理規則の一部を改正する規則 (規則第三九号)

1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく被害者の

自立支援に関する事務を、地域福祉課において行うこととした。 (第三条関係)

2 家庭児童相談室を廃止することとした。 (第四条関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

3 その他所要の改正を行うこととした。
（第三条関係）

4 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

1 協定を結んだ他の大学等の学生に対し、研究科の研究生として入学を許可することができることとした。 (第一五条関係)

2 協定を結んだ他の大学等の学生を留学させることができることとした。

○佐賀県立佐賀コロニー管理規則の一部を改正する規則 (規則第四〇号)

1 課長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができるのこととした。 (第八条関係)

2 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立希望の家管理条例の一部を改正する規則 (規則第四一号)

1 課長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができることとした。 (第八条関係)

2 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立九千部学園管理条例の一部を改正する規則 (規則第四二号)

1 課長は、園長が専決することができる事務のうち、園長が定めるものを専決することができることとした。 (第七条関係)

2 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県総合福祉センター管理条例の一部を改正する規則 (規則第四三号)

1 課長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができることとした。 (第八条関係)

2 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立虹の松原学園組織規則の一部を改正する規則 (規則第四四号)

1 課に寮長及び係長を置くことができることとした。 (第二条関係)

2 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立病院好生館規則の一部を改正する規則 (規則第四五号)

1 医療情報室の名称を地域医療連携室に改めることとした。 (第三条関係)

2 医療に関する電子情報の統括及び管理に関する事務を企画・経営室において、医療社会事業に関する事務を事務局の医事課において行うこととした。

4 その他所要の改正を行うこととした。

3 その他所要の改正を行うこととした。
（第三条関係）

4 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

1 協定を結んだ他の大学等の学生に対し、研究科の研究生として入学を許可することができることとした。 (第一五条関係)

2 協定を結んだ他の大学等の学生を留学させることができることとした。

○佐賀県立有田窯業大学校管理条例の一部を改正する規則 (規則第四六号)

1 協定を結んだ他の大学等の学生に対し、研究科の研究生として入学を許可することができることとした。 (第一五条関係)

2 協定を結んだ他の大学等の学生を留学させることができることとした。

○佐賀県農業技術防除センター管理条例の一部を改正する規則 (規則第四七号)

1 農業改良助長法の改正に伴い、専門技術部の分掌事務を改めることとした。

(第三条関係)

2 佐賀県農業技術防除センター所長の専決事項を追加することとした。 (第七条関係)

3 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県家畜保健衛生所管理条例の一部を改正する規則 (規則第四八号)

1 家畜保健衛生所長の専決事項を追加することとした。 (第七号関係)

2 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則 (規則第四九号)

1 佐賀土木事務所に有明海沿岸道路整備室を、唐津土木事務所に道路整備課及び河川課を置くこととした。 (第三条関係)

2 岩石採取の認可に関する事務を各土木事務所の管理課において行うこととした。 (第四条関係)

3 有明海沿岸道路、佐賀唐津道路その他幹線道路等に関する事務を佐賀土木

事務所の有明海沿岸道路整備室において行うこととした。 (第四条関係)

5 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第五〇号）

1 県管理漁港における施設の使用及び占用の許可、漁港区域内公有水面の占用の許可並びにこれらの使用料及び占用料の徴収に関する事務を、佐賀中部農林事務所及び唐津農林事務所の総務課において行うこととした。（第四条関係）

2 農林事務所長の専決事務を追加することともに、課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち所長が定めるものを専決することができることとした。（第九条関係）

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県ダム事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第五一号）

1 課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができることとした。（第九条関係）

2 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県建設技術センター設置規則の一部を改正する規則（規則第五二号）

1 課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができることとした。（第八条関係）

2 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○佐賀県佐賀空港管理事務所設置規則の一部を改正する規則（規則第五三号）

1 課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができることとした。（第七条関係）

2 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○県税事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第五四号）

1 佐賀県税事務所に納税管理課、納税推進課及び県税総合広域対策室を置くこととした。（第二条関係）

2 産業廃棄物税の賦課及び減免に関する事務を課税課で、市町村の徴収事務に関することとした。

の支援に関する事務を納税課で、県税事務所における徴収事務の技術的指導及び助言に関する事務を県税総合広域対策室で行うこととした。（第三条関係）

3 室に統括徴収監を置き、室の徴収に関する事務を行うこととした。（第五条及び第七条関係）

4 課長及び係長は、所長が専決することができることとした。（第八条関係）

5 その他所要の改正を行うこととした。

6 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

○規則

佐賀県環境センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十六号

佐賀県環境センター管理規則の一部を改正する規則
佐賀県環境センター管理規則（昭和四十九年佐賀県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「総務課」を「総務課」に改める。

第三条の総務課の分掌事務中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、同課の分掌事務の次に次のように加える。

企画・情報課

- 一 大気汚染、水質汚濁等の状況の監視に係る企画・立案に関すること。
- 二 大気汚染、水質汚濁等の状況に係る公表に関すること。
- 三 大気汚染、水質汚濁等の防止その他の環境保全に係る知識の普及啓発に関すること。

関すること。

四 大気汚染、水質汚濁等の防止その他の環境保全に係る情報の収集管理に
関すること。

五 大気汚染、水質汚濁等に係る苦情処理に関すること。

六 大気汚染、水質汚濁等の防止その他の環境保全に係る相談に関すること。

七 環境教育の実施に係る企画・立案に関すること。

第三条の大気課の分掌事務の第一号中「試験及び検査」を「及び評価」に
改め、同課の分掌事務に次の一号を加える。

四 大気汚染及び悪臭の防止に係る環境教育の実施に関すること。

第三条の水質課の分掌事務の第一号中「試験及び検査」を「及び評価」に
改め、同課の分掌事務に次の一号を加える。

四 水質汚濁の防止に係る環境教育の実施に関すること。

第三条の環境理学課の分掌事務の第一号中「騒音、地盤沈下その他理学的
現象」を削り、同課の分掌事務の第二号及び第三号中「地盤沈下その他理学的
の現象」を「及び振動」に改め、同課の分掌事務に次の一号を加える。

四 環境放射能、騒音及び振動防止に係る環境教育の実施に関すること。

第四条第二項を削る。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条
第一項の次に次の二項を加える。

2 課長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを專
決することができる。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県立日の限寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

● 佐賀県規則第三十七号

佐賀県知事 古川 康

佐賀県立日の限寮管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立日の限寮管理規則（昭和三十八年佐賀県規則第三十四号）の一部を
次のように改正する。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条
第一項の次に次の二項を加える。

2 課長は、寮長が専決することができる事務のうち、寮長が定めるものを専
決することができる。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県立みどり園管理規則の一部を改正する規則

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

● 佐賀県規則第三十八号

佐賀県立みどり園管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立みどり園管理規則（昭和三十九年佐賀県規則第二十八号）の一部を
次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条
第一項の次に次の二項を加える。

2 課長は、園長が専決することができる事務のうち、園長が定めるものを専
決することができる。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県福祉事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十九号

佐賀県福祉事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県福祉事務所管理規則（昭和四十年佐賀県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十一号を第二十二号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第八条の三の規定による被害者の自立支援に関すること。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条第五項を削り、同条第六項中「前条第四項」を「前条第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条

第一項の次に次の一項を加える。

2 課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県立佐賀コロニー管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第四十号

佐賀県立佐賀コロニー管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立佐賀コロニー管理規則（昭和四十五年佐賀県規則第七十四号）の一

部を次のように改正する。

第八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 課長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県立希望の家管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第四十一号

佐賀県立希望の家管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立希望の家管理規則（昭和四八年佐賀県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 課長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県立九千部学園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第四十二号

佐賀県立九千部学園管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立九千部学園管理規則（昭和五十五年佐賀県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

- 2 課長は、園長が専決することができる事務のうち、園長が定めるものを専決することができる。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第四十三号

佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県総合福祉センター管理規則（昭和五十八年佐賀県規則第一号）の一部を次のように改正する。

- 1 第八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
- 2 課長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県立虹の松原学園組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第四十四号

佐賀県立虹の松原学園組織規則の一部を改正する規則

佐賀県立虹の松原学園組織規則（昭和三十二年佐賀県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

- 2 課長は、園長が専決することができる事務のうち、園長が定めるものを専決することができる。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県立病院好生館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第四十五号

佐賀県立病院好生館規則の一部を改正する規則

佐賀県立病院好生館規則（昭和三十六年佐賀県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「医療情報室」を「地域医療連携室」に改める。

第三条の本文中「医療情報室の」を「地域医療連携室の」に改め、同条の表の企画・経営室の項に次の二号を加える。

- 三 医療に関する電子情報の統括及び管理に関すること。
- 四 医療社会事業に関すること。

第三条の表の医療情報室の項を次のように改める。

地域医療連携室 地域医療連携に関すること。

第六条第一項中「医療情報室に医療情報室長及び副医療情報室長」を「地域医療連携室に地域医療連携室長」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項

を第七項とし、同条第五項中「副医療情報室長」を「副地域医療連携室長」に、「医療情報室長」を「地域医療連携室長」に改め、同項を同条第六項とし、同

条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「医療情報室長」を「地域医療連携室長」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 地域医療連携室に副地域医療連携室長を置くことができる。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県立有田窯業大학교管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第四十六号

佐賀県立有田窯業大학교管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立有田窯業大학교管理規則（昭和六十年佐賀県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の二項を加える。

3 校長は、他の大学又は短期大学（これらと同程度の外国の学校を含む。以下「他の大学等」という。）との協定に基づき、特定の専門的課題を研究することを志願する者に対し、研究科の研究生として入学を許可することができる。

第二十四条の次に次の二条を加える。

（留学）

第二十四条の二 校長は、教育上有益と認めるときは、他の大学等との協定に基づき、学生を留学させることができる。
別表第一を次のように改める。

別表第一（第十四条関係）

		講 議 科 目									
								授業科目	取扱単位数	第一学年	第二学年
陶磁器デザインb	陶磁器デザインa	基礎造形実習b	基礎造形実習a	CGデザイン	データ処理	コンピュータ実習	情報収集	デッサン・彫塑	特別講義	工芸デザイン史	陶磁史
		4	4			1	1	1	1	2	2
企画2	企画2			デザイン2	製造2		企画2	デザイン2		2	2

実習科目													備考							
													一 取得単位数は、講義科目については十五時間で一単位とし、実習科目については三十時間で一単位とする。							
													二 この表において「製造」とは製造技術専攻を、「企画」とは企画デザイン専攻のうち企画専攻を、「デザイン」とは企画デザイン専攻のうちデザイン専攻をいう。							
商品企画a	商品企画b	原型・石膏型製作	成型I a	成型I b	成型II	造形技法	装飾技法I a	装飾技法I b	装飾技法II a	装飾技法II b	印刷技法	陶磁器原料I	陶磁器原料II	釉薬I	釉薬II	絵具I	絵具II	窯業化学	陶磁器実習I	
企画2	企画2	企画2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	5	5	
1	1	1	15	8														校外実習	卒業制作	陶磁器実習II
													三 この表に規定するもののほか、講義科目として集中講義を、実習科目として焼成実習を行う。							
													四 取得単位数の変更は、十パーセント以内とする。							
													この規則は、平成十七年四月一日から施行する。							
													五 附則							
													この規則は、平成十七年三月三十一日 佐賀県農業技術防除センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。							
													平成十七年三月三十一日 佐賀県知事 古川康							
													●佐賀県規則第四十七号 佐賀県農業技術防除センター管理規則の一部を改正する規則 佐賀県農業技術防除センター管理規則（平成十一年佐賀県規則第五十号）の 一部を次のように改正する。							
													第三条の専門技術部の分掌事務の第一号中「指導」を「研修」に改め、同部 の分掌事務の第二号中「並びに調査研究」を「調査研究並びに普及指導」に 改める。							
													第七条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。							

八 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第八条に規定する販売者の届出の受理に関する」と。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県家畜保健衛生所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

河川課

第三条第二項中「佐賀土木事務所に」の下に「有明海沿岸道路整備室及び」を加え、同条第四項中「道路建設課」を「道路整備課」に改め、同条第五項中「唐津、」を削り、同条に次の二項を加える。
8 唐津土木事務所にあつては、第一項に規定する工務課に代えて次の課を置く。

道路整備課

●佐賀県規則第四十八号
佐賀県家畜保健衛生所管理規則の一部を改正する規則
佐賀県家畜保健衛生所管理規則（昭和四十年佐賀県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 獣医療法（平成四年法律第四十六号）第三条に規定する診療施設の開設の届出の受理に関すること。

九 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第二十四条に規定する家畜人工授精所の開設の許可に関すること。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路整備課

第四条第一項の管理課の分掌事務の第一号中「公有土地水面」を削り、「一般海域」の下に「並びに岩石採取」を加え、同課の分掌事務中第十八号を第十九号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 その他建築に関すること。

第七条第二項の用地第三課の分掌事務及び第三項中「道路建設課」を「道路整備課」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 唐津土木事務所の道路整備課及び河川課の分掌事務は、次のとおりとする。

河川課

第一項の工務課の分掌事務の各号に掲げる事務（河川課の所掌に係る事務を除く。）に関すること。

第一項の工務課の分掌事務の各号に掲げる事務（河川課の所掌に係る事務を除く。）に関する事務に限る。）に関すること。

第四条第十三項の建築課の分掌事務中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同条に次の二項を加える。

16 佐賀土木事務所の有明海沿岸道路整備室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 有明海沿岸道路に関すること。
二 佐賀唐津道路に関すること。
佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則
佐賀県土木事務所設置規則（昭和二十九年佐賀県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

三 その他幹線道路等に關すること。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第五十号

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農林事務所管理規則（昭和四十年佐賀県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の総務課の分掌事務の第十六号を次のように改める。

十六 県管理漁港における施設の使用及び占用の許可、漁港区域内公有水面の占用の許可並びにこれらの使用料及び占用料の徴収に関する事務（佐賀

中部農林事務所及び唐津農林事務所に限る。）。

第四条第一項の林務課の分掌事務の第二号中「林業構造改善事業」を「林業・

木材産業構造改革事業」に改め、同課の分掌事務の第九号中「流域林業活性化推進事業」を「流域森林・林業活性化センター」に改め、同課の分掌事務の第十九号中「緑化推進」を「森林整備及び緑化推進」に改める。

第九条第一項第七号を次のように改める。

七 市町村の定める農業振興地域整備計画の変更の同意に關すること。

第九条第一項第十二号の六の次に次の一号を加える。

十二の七 県管理漁港における施設の使用及び占用の許可、漁港区域内公有

水面の占用の許可並びにこれらの使用料及び占用料の徴収に関する事務（佐賀中部農林事務所及び唐津農林事務所に限る。）。

第九条第一項中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第三十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条

第一項の次に次の二項を加える。

2 課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県ダム事務所管理規則の一部を改正する規則

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第五十一号

佐賀県ダム事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県ダム事務所管理規則（昭和四十四年佐賀県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県建設技術センター設置規則の一部を改正する規則

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第五十二号

佐賀県建設技術センター設置規則の一部を改正する規則

佐賀県建設技術センター設置規則（昭和四十六年佐賀県規則第五十三号）の

一部を次のように改正する。

第八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条

第一項の次に次の一項を加える。

2 課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県佐賀空港管理事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第五十三号

佐賀県佐賀空港管理事務所設置規則の一部を改正する規則

佐賀県佐賀空港管理事務所設置規則（平成十年佐賀県規則第三十八号）の一

部を次のように改正する。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

県税事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第五十四号

県税事務所管理規則の一部を改正する規則

県税事務所管理規則（昭和四十年佐賀県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「納稅第一課」を「納稅管理課」に、「納稅第二課」を「納

税推進課」に改め、同条第三項中「県税広域対策室」を「県税総合広域対策室」に改める。

第三条第一項の課税課の分掌事務の第一号中「及び軽油引取税」を「軽油引取税及び産業廃棄物税」に改め、同項の納稅課の分掌事務の第十四号中「並びに県民税利子割」を「、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割（以下この号から第十七号まで及び第二項第十一号から第十四号までにおいて「県民税利子割等」という。）並びに県民税利子割等」に改め、同課の分掌事務の第十五号から第十七号までの規定中「県民税利子割」を「県民税利子割等」に改め、

同課の分掌事務の第十八号中「特別地方消費税及び」を削り、「軽油引取税」の下に「及び産業廃棄物税」を加え、同課の分掌事務に次の一号を加える。
二十一 市町村の徴収に関する事務の支援に関すること。

第三条第二項中「納稅第一課」を「納稅管理課」に、「納稅第二課」を「納

税推進課」に改め、同項の納稅第一課の分掌事務の第十一号から第十四号までの規定中「県民税利子割」を「県民税利子割等」に改め、同課の分掌事務の第十五号中「特別地方消費税及び」を削り、「軽油引取税」の下に「及び産業廃棄物税」を加え、同課の分掌事務に次の一号を加える。

十八 徴収金の徴収状況の把握に関すること。

第三条第二項の納稅第一課の課名を次のように改める。

納稅管理課

第三条第二項の納稅第二課の分掌事務に次の一号を加える。

四 市町村の徴収に関する事務の支援に関すること。

第三条第二項の納稅第二課の課名を次のように改める。

納稅推進課

第三条第三項中「県税広域対策室」を「県税総合広域対策室」に改め、同項

に次の一号を加える。

六 県税事務所における徵収に関する事務（以下「徵収事務」という。）に

係る技術的な指導及び助言に関すること。

第五条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 佐賀県税事務所に統括徵収監、上席広域徵収員及び広域徵収員を置く。

第五条に次の二項を加える。

8 統括徵収監は室長をもつて充て、上席広域徵収員は徵収事務に従事する副

室長をもつて充て、広域徵収員は室の職員のうちから徵収事務に従事する者

をもつて充てる。

第六条第六項中「前条第六項」を「前条第七項」に改め、同項を同条第九項

とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 統括徵収監は、所長の命を受けて、徵収事務を掌理する。

7 上席広域徵収員は、上司の命を受けて、徵収事務を整理する。

8 広域徵収員は、上司の命を受けて、徵収事務を処理する。

第八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条

第一項の次に次の二項を加える。

2 室長、課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が

定めるものを専決することができる。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

第二条第一項第五十一号の五を第五十一号の六とし、第五十一号の四の次に次の二号を加える。

五十一の五 旅館業法第八条の規定による営業の許可の取消し又は営業停止命令に關すること

第二条第一項第五十二号の五を第五十二号の六とし、第五十二号の四の次に次の二号を加える。

五十二の五 公衆浴場法第七条第一項の規定による営業の許可の取消し又は営業停止命令に關すること

第二条第一項第五十三号の六を第五十三号の七とし、第五十三号の五の次に次の二号を加える。

五十三の六 クリーニング業法第十一条の規定による営業の停止又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用車両の使用の停止の命令に關すること

●佐賀県訓令甲第五号

健康福祉本部

各保健所

○ 訓 令 甲

改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

第二条第一項第二十八号及び第二十九号を次のように改める。

二十八 母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に関するこ

と

二十九 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十条第一項の規

定による育成医療の給付に關すること

第二条第一項第三十四号を次のように改める。

三十四 削除

第二条第一項第三十七号を次のように改める。

三十七 削除

第二条第一項第四十九号の三の次に次の二号を加える。

四十九の四 興行場法第六条の規定による営業の許可の取消し又は営業停止

命令に關すること

第二条第一項第五十一号の五を第五十一号の六とし、第五十一号の四の次に次の二号を加える。

五十一の五 旅館業法第八条の規定による営業の許可の取消し又は営業停止

命令に關すること

第二条第一項第五十二号の五を第五十二号の六とし、第五十二号の四の次に次の二号を加える。

五十二の五 公衆浴場法第七条第一項の規定による営業の許可の取消し又は

営業停止命令に關すること

第二条第一項第五十三号の六を第五十三号の七とし、第五十三号の五の次に次の二号を加える。

五十三の六 クリーニング業法第十一条の規定による営業の停止又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用車両の使用の停止の命令に關すること

第二条第一項中第八十四号の二から第八十四号の十一までを一号ずつ繰り下げ、第八十四号の次に次の一号を加える。

八十四の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十

五条の一第一項の規定による質問及び調査に関すること

第二条第一項第九十号の二の次に次の十号を加える。

九〇の三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定による

産業廃棄物収集運搬業の許可に関すること

九〇の四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定による

産業廃棄物収集運搬業の収集及び運搬の事業範囲の変更の許可に関する

こと

九〇の五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定において準用する同法第七条の二第三項の規定による産業廃棄物収集運搬業

に係る届出の受理に関すること

九〇の六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業停止命令に関すること

九〇の七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の取消しに関すること

九〇の八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に関すること

九〇の九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の収集及び運搬の事業範囲の変更の許可に関すること

九〇の十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定において準用する同法第七条の二第三項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る届出の受理に関すること

九〇の十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業

停止命令に関すること

九〇の十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定による同法第十四条の三の二の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消しに関すること

第二条第一項第九十五号の七を同項第九十五号の十とし、同項第九十五号の九とし、同項第九十五号の五の次に次の三号を加える。

六中「(昭和六十年佐賀県条例第二十二号)」を削り、同号を同項第九十五号の九とし、同項第九十五号の五の次に次の三号を加える。

九十五の六 佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年佐賀県条例第二十二号)第三条第一項の規定による浄化槽保守点検業者の登

録に関すること

九十五の七 佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第七条第一項の規定による変更の届出の受理に関すること

九十五の八 佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第九条第一項の規定による登録の抹消に関すること

第二条第一項第百十三号中「及び第四十二条第一項」を削り、同項第百十四号中「第七十条」を「第四十三条」に改め、同項第百十五号中「第七十一条第一項」を「第四十四条第一項」に改める。

第二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定める

ものを専決することができる。
この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第百十三号の改正規定、第百十四号の改正規定及び第百十五号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

●佐賀県訓令甲第六号

健康福祉本部

佐賀県立病院好生館

佐賀県立病院好生館処務規程（昭和三十六年佐賀県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

第二条に次の二項を加える。

- 2 館長は、前条第一項第九号に掲げる事項について、課長及び係長をして専決処理させることができる。

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第七号

佐賀県立虹の松原学園

健康福祉本部

佐賀県立虹の松原学園

- 佐賀県立虹の松原学園処務規程（昭和三十二年佐賀県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

佐賀県立虹の松原学園

健康福祉本部

佐賀県立虹の松原学園

- 第一条第三項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

- 3 審査長は、上司の命を受けて、その課の業務の一部を処理する。
- 4 係長は、上司の命を受けて、その課の業務の一部を処理する。

- 第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

- 2 課長は、園長が専決することができる事務のうち、園長が定めるものを専決することができる。

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第八号

国土づくり本部
各土木事務所

佐賀県土木事務所処務規程（昭和二十九年佐賀県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

第一条に次の二項を加える。

- 4 佐賀土木事務所有明海沿岸道路整備室に室長を置く。
第二条中第八項を第九項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 室長は、上司の命を受けて、室の事務を総括する。

- 第三条第一項第十五号の二を削り、同項第十七号の二を次のように改める。
十七の二 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の規定による砂利採取計画の認可、同法第二十条第一項の規定による変更の認可並びに同条第二項及び第三項の規定による届出の受理に関すること（河川砂利に係るものに限る。）。
- 第三条第一項第十七号の二の次に次の九号を加える。

- 十七の三 砂利採取法第二十二条の規定による認可採取計画の変更命令に係ること（河川砂利に係るものに限る。）。

- 十七の四 砂利採取法第二十四条の規定による砂利採取の廃止の届出の受理に係ること（河川砂利に係るものに限る。）。
- 十七の五 砂利採取法第二十六条の規定による砂利採取計画の認可の取消し及び砂利採取の停止命令に係ること（河川砂利に係るものに限る。）。

十七の六 砂利採取法第三十三条の規定による報告の徴収及び同法第三十四条第一項から第三項までの規定による立入検査に関すること（河川砂利に係るものに限る。）。

十七の七 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条の規定による岩石採取計画の認可、同法第三十三条の五第一項の規定による変更の認可並びに同条第二項及び第四項の規定による届出の受理に関すること。

十七の八 採石法第三十三条の九の規定による認可採取計画の変更命令に関すること。

十七の九 採石法第三十三条の十の規定による岩石採取の休止及び廃止の届出の受理に関すること。

十七の十 採石法第三十三条の十一の規定による岩石採取計画の認可の取消し及び岩石採取の停止命令に関すること。

十七の十一 採石法第四十二条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

第三条第一項第十九号中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「第四条」を「第四条第一項」に改め、「で許可期間が一年以内のもの（更新するものを除く。）」を削り、同項第二十七号中「第十五条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「及び同条第二項」を「並びに同条第三項」に改め、同項第三十二号中「のもの及び」を「のもの、」に改め、「経るもの」の下に「及び佐賀県都市計画法施行条例（平成十五年佐賀県条例第二十五号）第六条第一項第二号に規定するもの」を加え、同項中第三十三号を削り、第三十四号を第三十三号とし、第三十五号から第四十二号までを「一号ずつ繰り上げ、同条第二項第二号中「新築」を「新築等」に、「新設等」を「新設」に改め、「経るもの」の下に「及び佐賀県都市計画法施行条例第七条第二号に規定する一戸建て専用住宅の新築等」を加え、同条第三項中「伊万里」の下に「武雄」を加え、同項に次の一号を加える。

十一 第一種普通財産の管理及び貸付料の徴収に関すること（港湾に関するものに限る。）。

第三条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

第七条中第七号を削り、第七号の二を第七号とする。

様式第一号中「河川敷を「道路」と改める。
「道路」
「河川敷」

「公有水面」

「〔公有水面使用許可台帳
一般海域占用許可台帳
道路敷、河川敷占用許可台帳
雜產物処分台帳
海岸保全区域占用許可台帳
港湾水域占用許可台帳〕」

を

様式第十号中

「〔一般海域占用許可台帳
道路敷、河川敷占用許可台帳
雜產物処分台帳〕」に改める。

に改める。

〔一般海域占用許可台帳
道路敷、河川敷占用許可台帳
雜產物処分台帳
海岸保全区域占用許可台帳
港湾水域占用許可台帳〕」

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

申購
込先
料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川康行

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)